

# 岡山県公報

発行 岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 岡山県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県聴聞及び弁明の機会に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

人事課

行政改革推進室

〃

デジタル推進課

〃

環境企画課

〃

文化振興課

〃

スポーツ振興課

〃

## 目次

担当課（室）

- 岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【企業局】

- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

（県例規集登載）

### 【議会】

- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部改正

（県例規集登載）

### 【人事委員会】

- 岡山県職員給与支給規則及び休職者の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県人事委員会聴聞及び弁明の機会に関する規則の一部を改正する規則

農政企画課

都市計画課

総務企画課

総務課

人事委員会

〃

〃

〃

〃

<p>○ 岡山県職員の退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則                  (以上県例規集登載)</p> <p><b>【公安委員会】</b></p> <p>○ 岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則                  (以上県例規集登載)</p> <p><b>【警察本部】</b></p> <p>○ 岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程の一部改正                  (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>
<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>警務課</p> <p>情報管理課</p>	<p>担当課(室)</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>担当課(室)</p>	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第十七号

岡山県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員等の旅費支給規則（昭和二十七年岡山県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第十五条第一項中「に掲げる」を「の各号のいずれかの」に改め、同項第二号ただし書中「前号の規定により算定した」を「取得した見積」に、「当該額」を「当該見積額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 旅行命令権者が前二号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認める場合には、現に運送を行った第一号及び前号本文の規定により算定した額の合計額を転居費の額とする方法

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

岡山県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政手続条例施行規則（平成八年岡山県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（公示送達の方法）

**第三条** 手続条例第十五条第四項（手続条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（手続条例第十五條第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限り。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

◎岡山県規則第十九号

岡山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岡山県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「住所」の下に「（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）」を加え、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第二項中「及び第四条第一項各号に掲げる事項」を「並びに聴聞の件名、期日及び場所（以下この条において「公示事項」という。）」に改め、同条第三項中「行政庁」を「公示事項を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁」に、「揭示して」を「揭示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の方法は、行政庁の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第九条を第八条とし、第十条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条第二項中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

◎岡山県規則第二十号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第四条第一項中「同項に規定する申請等をする者」を「当該者」に改め、同項ただし書中「当該申請等を行う者」を「当該者」に改め、同条第二項中「（以下この条において「申請等を行う者」という。）を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五条中「同項に規定する」を削る。

第七条中「当該」を「当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第九条 情報通信技術利用条例第七条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、知事が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第二十一号

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境保健センター条例施行規則（昭和五十一年岡山県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)中「四九〇」を「五〇〇」に、「八四〇」を「八六〇」に、「二、〇五〇」を「二、一〇〇」に改め、同号(二)中「一、〇六〇」を「一、〇八〇」に、「二、〇四〇」を「二、〇九〇」に、「三、三九〇」を「三、四七〇」に、「四、〇七〇」を「四、一七〇」に、「一〇、一五〇」を「一〇、三九〇」に改め、同号(三)中「三、一八〇」を「三、二五〇」に改め、同号(四)イ中「八、二七〇」を「八、四六〇」に改め、同(四)ロ中「四二、一一〇」を「四三、〇八〇」に改め、同表第二号(一)イ中「二三七、〇六〇」を「二四二、六八〇」に改め、同(一)ロイ中「五五〇」を「五六〇」に、「一、一〇〇」を「一、一二〇」に、「一、七八〇」を「一、八二〇」に、「二、六八〇」を「二、七四〇」に、「三、〇三〇」を「三、一〇〇」に改め、同ロ(ロ)中「六六〇」を「六七〇」に改め、同号(二)イ中「一、〇七〇」を「一、〇九〇」に、「一、七三〇」を「一、七七〇」に、「二、九八〇」を「二、〇二〇」に、「二、八〇〇」を「二、八七〇」に、「四、二〇〇」を「四、三二〇」に改め、同(二)ロ中「二、一八〇」を「二、二三〇」に改め、同号(三)中「一三〇」を「一四〇」に、「八八〇」を「九〇〇」に、「一、三一〇」を「一、三四〇」に改め、同号(四)中「二四、三六〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号(五)イ中「五、〇四〇」を「五、一七〇」に、「九、九八〇」を「一〇、二五〇」に、「三三、六〇〇」を「三四、五二〇」に改め、同(五)ロ中「一、八〇〇」を「一、八四〇」に、「七一〇」を「七二〇」に改め、同表第三号中「八三〇」を「八五〇」に、「四、三三〇」を「四、四三〇」に改め、同表第四号中「九四〇」を「九六〇」に、「二、九五〇」を「三、〇二〇」に改め、同表第五号(一)中「一、八八〇」を「一、九二〇」に、「三、七一〇」を「三、八一〇」に、「五、五三〇」を「五、六六〇」に改め、同号(二)中「八、二五〇」を「八、四五〇」に改め、同表第六号中「八八〇」を「九〇〇」に、「一、九六〇」を「二、〇一〇」に、「三、八四〇」を「三、九三〇」に改め、同表第七号(一)中「九〇〇」を「九二〇」に、「二、六二〇」を「二、六九〇」に、「四、六七〇」を「四、七九〇」に、「五、〇五〇」を「五、一八〇」に改め、同号(二)イ中「八、八七〇」を「九、〇九〇」に改め、同(二)ロイ中「一、九六〇」を「二、〇〇〇」に、「二、七五〇」を「二、八一〇」に改め、同ロ(ロ)中「一、八八〇」を「一、九二〇」に、「三、一三〇」を「三、二〇〇」に、「八、〇四〇」を「八、二三〇」に改め、同号(三)中「九四〇」を「九六〇」に、「三、二四〇」を「三、三二〇」に、「四、九一〇」を「五、〇三〇」に、「五、四三〇」を「五、五七〇」に改め、同号(四)中「八、四五〇」を「八、六六〇」に改め、同号(五)中「六、二二〇」を「六、三八〇」に、「二六、五九〇」を「二七、二二〇」に改め、同号(六)中「八五〇」を「八七〇」に改め、同表第八号(一)中「四、一二〇」を「四、二一〇」に改め、同号(二)中「一〇、九三〇」を「一一、一八〇」に改め、同表第十号中「二、六七〇」を「二、七三〇」に、「五、五七〇」を「五、七一〇」に、「六、〇一〇」を「六、一六〇」に、「四五、七六〇」を「四六、八一〇」に改め、同表第十一号中「一九、三七〇」を「一九、八三〇」に、「二五、八三〇」を「二六、四四〇」に、「三一、二七〇」を「三一、〇一〇」に、「四六、五八〇」を「四七、六八〇」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十二号

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 岡山県環境影響評価技術審査委員会（第三十九条―第四十五条）」

を「第六章 環境影響評価に係る書類等の公開（第三十八条の二・第三十八条の三）

第七章 岡山県環境影響評価技術審査委員会（第三十九条―第四十五条）」

に改める。

第三条第二項中「及び実施計画書に係る周知計画書」を削り、「五部」の下に「とし、実施計画書に係る要約書の送付部数は、知事にあつては百二十部、市町村長にあつては十部」を加える。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 条例第六条第一項の地域内の各世帯へのちらしその他の書面の配布

第七条中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「実施計画書」の下に「及び実施計画書に係る要約書」を加える。

第八条中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第四号中「実施計画書周知計画地域」を「条例第六条第一項の地域の範囲」に改め、同条第五号中「の縦覧」を「及び実施計画書に係る要約書の縦覧」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（実施計画書説明会の開催）

第八条の二 条例第七条の二第二項の規定による実施計画書説明会は、できる限り条例第六条第一項の地域の住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

（実施計画書説明会の開催の公告）

第八条の三 第六条の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 条例第六条第一項の地域の範囲

五 実施計画書説明会の開催の日時及び場所

六 前各号に掲げるもののほか、実施計画書説明会の開催に必要な事項

（実施計画書説明会を開催することができない場合の責めに帰することができない事由）

第八条の四 条例第七条の二第三項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により実施計画書説明会の開催が不可能で

あること。

二 事業者以外の者により実施計画書説明会の開催が故意に阻害されることによつて実施計画書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第十条第一号中「第七条」を「第七条第一項及び条例第七条の第二項」に改め、同条第二号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第七条の二第一項の規定による実施計画書説明会を開催した場所及び日時並びに当該実施計画書説明会における質疑等の概要を記載した書類  
第十一条を次のように改める。

#### 第十一条 削除

第十二条第二項中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、「及び準備書に係る周知計画書」を削り、「とし、」の下に「準備書に係る」を加える。

第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第十四条中「実施計画書」の下に「及び実施計画書に係る要約書」を、「準備書及び」の下に「準備書に係る」を加える。

第十五条第五号中「準備書」の下に「及び準備書に係る要約書」を加える。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

#### （準備書説明会の開催）

第十六条 第八条の二の規定は、条例第十五条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第八条の二中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

#### （準備書説明会の開催の公告）

第十七条 第六条の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2 第八条の三第二項の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第八条の三第二項第四号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号及び第六号中「実施計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

#### （準備書説明会を開催することができない場合の責めに帰することができない事由）

第十八条 第八条の四の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条の二第三項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものについて準用する。この場合において、第八条の四中「実施計画書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十条第一号中「の規定」を「において準用する条例第七条の二第二項の規定」に改め、同条第三号中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第二十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第二十八条第三項中「において、」の下に「第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは「関係地域」と、「を加え、」、「条例」を「条例」に改める。

第三十条第一項及び第三項並びに第三十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関

係地域」と読み替えるものとする。

第三十三条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 条例第二十九条第一項の規定により同項に規定する報告書をインターネットを利用して公表する場合は、事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、事業者のウェブサイトへの掲載が困難である場合は、知事が別に定める方法によるものとする。

3 前項に規定する方法による公表は、条例第二十九条第一項に規定する報告書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

第三十四条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

第三十七条第一項及び第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第六章を第七章とする。

第五章の次に次の一章を加える。

#### 第六章 環境影響評価に係る書類等の公開

(環境影響評価に係る書類等の公開の期間)

第三十八条の二 条例第三十八条の二の規定で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。

(環境影響評価に係る書類等の公開の方法)

第三十八条の三 条例第三十八条の二の規定による公開は、県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

別表八の項口中「製造業等」の下に「電気供給業を除く。ハにおいて同じ。」を加え、「五の項ホ及びヘ」を「五の項」に、「以下」を「ハにおいて」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十三号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則（平成十六年岡山県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「二、二二〇円」を「二、二七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「三、九九〇円」を「四、〇八〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九二〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルームの項中「一、二二〇円」を「一、二三〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十四号

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の表中「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇八〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五二〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十五号

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則(昭和五十五年岡山県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表演台の項、電光掲示板の項及びテープレコーダーの項中「八九〇円」を「九一〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十六号

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則（平成十六年岡山県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二九〇円」を「三〇〇円」に改め、別表の二の表テントの項中「八七〇円」を「八九〇円」に改め、同表陸上競技用具の項中「四、八二〇円」を「四、九三〇円」に改め、同表サッカー用具の項及びラグビー用具の項中「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表練習用具の項中「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に改め、別表の三の表会議室の項中「二七〇円」を「二八〇円」に改め、同表記録室・放送室の項中「七八〇円」を「七九〇円」に改め、同表写真判定室の項中「四七〇円」を「四八〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十七号

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

**第二十条及び第二十一条 削除**

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十八号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一鶴鳴館の項中「六三〇円」を「六四〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に、「九九〇円」を「一〇一〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、〇九〇円」に改め、同表鶴鳴館本館の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に改める。

別表第二陸上競技場・補助陸上競技場の項中「三三三、二九〇円」を「三四、〇五〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「六、六一〇円」を「六、七六〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に、「につき二、一八〇円」を「につき二、二三〇円」に、「五、五四〇円」を「五、六六〇円」に、「二二、一八〇円」を「二二、六九〇円」に改め、同表野球場の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表体育館の項中「九〇〇円」を「九二〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「八、一八〇円」を「八、三六〇円」に改め、同表テープレコーダーの項、レコードプレーヤーの項及びテントの項中「九〇〇円」を「九二〇円」に改め、同表ピアノの項中「二、七五〇円」を「二、七九〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程（平成十六年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第四条第一項中「同項に規定する申請等をする者」を「当該者」に改め、同項ただし書中「当該申請等を行う者」を「当該者」に改め、同条第二項中「（以下この条において「申請等を行う者」という。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五条中「同項に規定する」を削る。

第七条中「当該」を「当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第九条 情報通信技術利用条例第七条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県議会告示第二号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程  
(平成十八年岡山県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

岡山県議会議長 遠藤康洋

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第四条第一項中「同項に規定する申請等をする者」を「当該者」に改め、同項ただし書中「当該申請等を行う者」を「当該者」に改め、同条第二項中「(以下この条において「申請等を行う者」という。)」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五条中「同項に規定する」を削る。

第七条中「当該」を「当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に、「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第九条 情報通信技術利用条例第七条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定するもののほか、議長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十一号

岡山県職員給与支給規則及び休職者の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県職員給与支給規則及び休職者の給与に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

一 岡山県職員給与支給規則(昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号)第十六条第二項第一号

二 休職者の給与に関する規則(昭和四十六年岡山県人事委員会規則第十二号)第二

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十二号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは給与条  
例第十一条第五項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場  
等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改  
める。

第四条中「こと」を「こと若しくは第十六条に規定する駐車場等の要件を具備してい  
ること及び駐車場等の料金」に改める。

第八条第一項中「第八条の三第二号」を「第八条の四第二号」に改め、同項第一号中  
「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に改める。

第八条の三第二号中「額以上」を「額（駐車場等を利用し、その料金を負担すること  
を常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額  
に同条第五項第一号に定める額を加算した額）以上」に、「同項第一号」を「同条第二  
項第一号」に改め、同条第三号中「額未満」を「額（駐車場等利用職員にあつては、そ  
の額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）未満」に、「同項第二号」を「同条  
第二項第二号」に改め、同条を第八条の四とする。

第八条の二を第八条の三とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第八条の二 給与条例第十一条第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号  
に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 片道五キロメートル未満 二千元
- 二 片道五キロメートル以上十キロメートル未満 四千二百円
- 三 片道十キロメートル以上十五キロメートル未満 七千三百円
- 四 片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満 一万四百円
- 五 片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満 一万三千五百円
- 六 片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満 一万六千六百円
- 七 片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満 一万九千七百円
- 八 片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満 二万二千八百円
- 九 片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満 二万五千九百円
- 十 片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満 二万九千九百円
- 十一 片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満 三万二千三百円
- 十二 片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満 三万五千五百円
- 十三 片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満 三万八千七百円
- 十四 片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満 四万二千二百円
- 十五 片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満 四万五千七百円
- 十六 片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満 四万九千二百円
- 十七 片道八十キロメートル以上八十五キロメートル未満 五万二千七百円
- 十八 片道八十五キロメートル以上九十キロメートル未満 五万六千二百円
- 十九 片道九十キロメートル以上九十五キロメートル未満 五万九千六百円

二十 片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満 六万三千元  
二十一 片道百キロメートル以上 六万六千四百円

第十四条第一号中「その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）第六条の二で定めるもの」を「、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）第九条の二各号に掲げる法人その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの」に改める。

第十五条第一項第一号イ中「第十八条の二第一項第三号、第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において」を「以下」に改め、同号ロ中「第十八条の二第一項第三号及び第十八条の三第二項第二号において」を「以下」に改め、同項第二号中「この項」を「この条及び次条」に改め、同条第二項第二号イ中「当該事由の発生等の直前の住居」を「前項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生の直前の住居又は同項第二号に規定する配偶者の住居」に改める。

第二十三条を第二十六条とし、第二十二條を第二十五条とし、第二十一條を第二十四条とする。

第二十条第一項中「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条第一項中「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十八条第一項中「第十一条第七項」を「第十一条第八項」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「運賃等の額」を「運賃等の額若しくは駐車場等の料金」に改め、同項第三号中「第二十条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第二項及び第三号中「第十一条第七項」を「第十一条第八項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とする。

第十六条第一項中「第十八条第二項第二号及び第二十一条」を「第二十一条第二項第二号及び第二十四条」に改め、同条第四項中「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に、「第八条の三第三号」を「第八条の四第三号」に、「及び」を「、」に、「第八条の三第二号」を「第八条の四第二号」に、「の合計額（第十八条第二項）」を「及び給与条例第十一条第五項第一号に定める額の合計額（第二十一条第二項）」に、「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に改め、同条を第十九条とする。

（駐車場等の要件）

第十六条 給与条例第十一条第五項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務公署の周辺又は第四条の規定により決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にあること。

二 職員が自転車等を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分及び自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくは給与条例第九条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第十七条 給与条例第十一条第五項の人事委員会規則で定める職員は、第八条の四第二号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第十八条 給与条例第十一条第五項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上

の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハマで定める額を合計した額

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 (施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和八年岡山県条例第二号)第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)第十一条第五項に規定する駐車場等をいう。)を利用してゐる職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

特地勤務手当等に関する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条の二を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「なり、又は地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ」を「なつて」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日の」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「前項第一号に規定する」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した」に、「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日」を「適用日」に改め、同項第三号中「前項第二号」を「前項第一号」に、「当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、同項第四号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員（地公法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）」を「適用日前から給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第五号中「前項第四号」を「前項第三号」に、「当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員」を「適用日前から給料表の適用を受ける職員」に、「当該採用の日」を「当該適用日」に改め、同項第六号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。  
（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削る。

附則第三条第一項中「改正後の規則第七条第二項第一号及び第二号」を「特地勤務手当等に関する規則第七条第一項第一号」に、「以後に地公法」を「以後に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）」に、「令和四年改正条例」を「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号。以下この項において「令和四年改正条例」という。）」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「地公法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任

用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に、「暫定再任用職員」を「令和四年改正条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」に改め、同条第二項中「改正後の規則第七条第二項第三号」を「特地勤務手当等に関する規則第七条第一項第二号」に改め、「異動をした日」の下に「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」を加え、同条第三項中「改正後の規則第七条第二項第四号」を「特地勤務手当等に関する規則第七条第一項第三号」に改め、同条を附則第二条とする。

◎岡山県人事委員会規則第十四号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例」を「給与条例」に、「及び」を「及び第八条の四並びに」に、「以下「手当」という」を「第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十条六条において同じ」に改める。

第二条の見出し中「手当」を「第一種初任給調整手当」に、同条中「条例」を「給与条例」に改める。

第三条の前の見出し中「手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条中「条例」を「給与条例」に、「手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第四条中「条例」を「給与条例」に、「手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「の各号」を削る。

第五条中「手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第六条の前の見出し中「支給期間」を「第一種初任給調整手当の支給期間」に改め、同条第一項中「手当」を「第一種初任給調整手当」に、「第十二条」を「第十七条」に、「職員にあつては」を「職員（第十四条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては」に、「第二項第二項」を「。第十四条において「勤務時間条例」という。）第二項第二項」に改め、同条第二項中「手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第七条中「手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第八条中「手当」を「第一種初任給調整手当」に、「手当に」を「第一種初任給調整手当に」に改める。

第九条の見出し中「支給」を「第一種初任給調整手当の支給」に改め、同条中「手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第十条の見出し中「支給」を「第一種初任給調整手当の支給」に改め、同条中「手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第十三条を第十八条とし、第十二条を第十七条とする。

第十一条中「手当」を「初任給調整手当」に改め、同条を第十六条とし、第十条の次に次の五条を加える。

（第二種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額）

第十一条 給与条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する特定額をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第四条第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

- 二 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、給与条例第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に

応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

（第二種初任給調整手当の基準額）

**第十二条** 給与条例第八条の四第一項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）に基づき定められた当該職員の在勤する地域に応じた最低賃金額とする。

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

**第十三条** 給与条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する基準額をいう。以下同じ。）以上となつた日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

**第十四条** 給与条例第八条の四第二項の第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

**第十五条** 給与条例第八条の四第三項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第一項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となつた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

3 前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

附則第三項の見出し中「条例」を「給与条例」に、「職員」を「職員の第一種初任給調整手当」に改め、同項中「条例」を「給与条例」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号。次項において「令和四年改正条例」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第十一条の規定を適用する。

3 令和四年改正条例附則第十一条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第十四条（改正後の規則第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

◎岡山県人事委員会規則第十五号

岡山県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則  
岡山県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「住所」の下に「（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）」を加え、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第二項中「及び第四条第一項各号に掲げる事項」を「並びに聴聞の件名、期日及び場所（以下この条において「公示事項」という。）」に改め、同条第三項中「人事委員会の事務所」を「公示事項を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を人事委員会事務局に、「揭示して」を「揭示し、又は公示事項を人事委員会事務局に設置した電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができ状態に置く措置をとることによって」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第九条を第八条とし、第十条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条第二項中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

岡山県職員の退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田

寛

岡山県職員の退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（平成二十一年岡山県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「当事者の氏名、条例第十八条第二項に規定する申立てを行うことができる旨及び前項の内容を記載した書面を、人事委員会の事務所の掲示板に掲示すること」とを「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同項の次に次の二項を加える。

4 前項の公示は、当事者の氏名、条例第十八条第二項に規定する申立てを行うことができる旨及び第二項の内容（以下この条において「意思確認に関する公示事項」という。）を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、意思確認に関する公示事項が記載された書面を人事委員会事務局の掲示板に掲示し、又は意思確認に関する公示事項を人事委員会事務局に設置した電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第十条において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、公示を始めた日から二週間を経過してもなお当事者が申立てを行う旨の意思を表示しないときは、当該意思がないものとみなす。

5 前項の方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機と意思確認に関する公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された意思確認に関する公示事項を当該意思確認に関する公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第十条において同じ。）を使用するもの

第三条中「第三項」を「第三項から第五項まで」に改める。

第十条第二項中「事項」を「事項（以下この条において「審理の公開に関する公示事項」という。）」に改め、同条第三項中「人事委員会の事務所」を「審理の公開に関する公示事項を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、審理の公開に関する公示事項が記載された書面を人事委員会事務局に、「掲示して」を「掲示し、又は審理の公開に関する公示事項を人事委員会事務局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによって」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機と審理の公開に関する公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気

通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された審理の公開に関する公示事項を当該審理の公開に関する公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

**附 則**

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十七号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「報酬」を「報酬のうち、第一種初任給調整手当に相当する報酬（次条において「第一種初任給調整手当に相当する報酬」という。）」に改める。

第五条中「手当を」を「第一種初任給調整手当を」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第六条第二項中「第八条の三」を「第八条の三又は第八条の四」に、「第六条第一項前段」を「第六条第一項前段又は第十四条」に改める。

第十八条第二項第一号中「この号、第三号及び次項第一号において」を削り、「切り捨てた額。」を「切り捨てた額」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員 次に掲げる自動車等の使用距離（通勤のため一般に利用できる最短の経路による距離をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 片道五キロメートル未満 九十円
- ロ 片道五キロメートル以上十キロメートル未満 二百円
- ハ 片道十キロメートル以上十五キロメートル未満 三百四十円
- ニ 片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満 四百九十円
- ホ 片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満 六百四十円
- ヘ 片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満 七百九十円
- ト 片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満 九百三十円
- チ 片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満 千八十円
- リ 片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満 千二百三十円
- ヌ 片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満 千三百八十円
- ル 片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満 千五百三十円
- ヲ 片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満 千六百九十円
- ワ 片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満 千八百四十円
- カ 片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満 二千円
- ヨ 片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満 二千百七十円
- タ 片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満 二千三百四十円
- レ 片道八十キロメートル以上八十五キロメートル未満 二千五百円
- ソ 片道八十五キロメートル以上九十キロメートル未満 二千六百七十円
- ツ 片道九十キロメートル以上九十五キロメートル未満 二千八百三十円
- ネ 片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満 三千円
- ナ 片道百キロメートル以上 三千百六十円

第十八条第二項第三号イ中「自動車等を使用する距離（一般に利用しうる最短の経路によることとした場合の距離）」を「自動車等の使用距離」に改め、「（その合計額が七千四百十円を超えるときは、七千四百十円）」を削り、同号ロ中「額以上」を「額（給

与条例第十一条第五項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員（次号において「駐車場等利用短時間勤務会計年度任用職員」という。）にあつては、その額に第三項第一号に定める額を加算した額）以上）に改め、同号ハ中「額未滿」を「額（駐車場等利用短時間勤務会計年度任用職員にあつては、その額に第三項第一号に定める額を加算した額）未滿」に、「同号」を「前号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会が定める短時間勤務会計年度任用職員を除く。）にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、勤務の日数に応じ日額により弁償する。

一 駐車場等に係る料金 一箇月当たりの駐車場等の料金（その料金が五千円を超える場合にあつては、五千円）を当該短時間勤務会計年度任用職員の月当たりの勤務日数で除して得た額（その額に十円未滿の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 前号に掲げる料金以外の通勤に要する費用 前項の規定による額

4 一日当たりの運賃等相当額等、第二項第二号に定める額及び前項第一号に定める額の合計額が七千四百十円を超える短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償の額は、前二項の規定にかかわらず、七千四百十円とする。

第十九条第一項中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和八年岡山県条例第二号）第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第十一条第五項に規定する駐車場等をいう。）を利用している短時間勤務会計年度任用職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の短時間勤務会計年度任用職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の第十九条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

◎岡山県人事委員会規則第十八号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年岡山県条例第二号）第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例第十三条の二第二項に規定する」を削り、「その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの」を「、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県公安委員会

岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「その旨及び次に掲げる事項」を「当該聴聞の期日及び場所」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第六号

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県公安委員会

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則（令和五年岡山県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第七条 情報通信技術活用条例第七条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県警察告示第十六号

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程（令和五年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

岡山県警察本部長 工藤陽代

第八条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第九条中「第八条第二号」を「第九条第二号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。